

流動性区分に基づくファンド分類、流動性管理ツール及び 解約条件の見直しに関する補足Q&A

2026 年 9 月 16 日
一般社団法人 資産運用業協会

本Q&Aは、「投資信託等の運用に関する規則」第2条の5及び「同規則第2条の5に関するガイドライン」（以下「規則」「ガイドライン」といいます。）並びに意見募集の結果公表した「ご意見に対する本協会の考え方」（以下「考え方」といいます。）を前提として、実務上照会の多い事項について、現時点の考え方を補足的に示すものです。本Q&Aは規則・ガイドラインの解釈を補助するものであり、これらの本文及び考え方と齟齬が生じた場合には、本文及び考え方が優先します。また、本Q&Aに示す例示は、網羅的なものでも、これに限定する趣旨のものでもありません。

第I章 ファンド分類

問1 ファミリーファンド方式の公募投資信託（ベビーファンド）について、流動性区分に基づく分類はどのように行いますか。ベビーファンドが保有するマザーファンド受益証券を一つの資産として流動性区分を判定するのですか。

答： ベビーファンドが保有するマザーファンド受益証券を、形式的に一個の保有資産として流動性区分を判定するのではなく、マザーファンドの組入資産の流動性区分を実質に基づいて（ベビーファンドの持分に相当する額で反映して）、ベビーファンドの構成比を判定することが基本と考えられます。これは、規則第2条の4に基づく流動性リスク管理において、ファミリーファンド方式の場合にマザーファンド段階の組入資産を対象として管理・モニタリングを行っている既存の実務と整合するものです。

その際、次の点に留意が必要です。

- ・個別銘柄の流動性区分（売却可能日数等）の判定は、当該銘柄のマザーファンドにおける保有数量を前提として行うこと。同一のマザーファンドに複数のベビーファンドが投資している場合、他のベビーファンドからの解約がマザーファンドの売却必要額に影響し得ることも、流動性リスク評価上考慮され得ます。
- ・分類並びに設定・解約条件及び流動性管理ツールの整備要否の確認は、公募投資信託であるベビーファンドを単位として行うこと。したがって、同一のマザーファンドに投資するベビーファンド間で、マザーファンドへの投資比率、他の保有資産、設定・解約条件等が異なる場合には、分類結果が異なることはあり得ます。
- ・変動型信託財産留保額及びサスペンションは、ベビーファンドの設定・解約申込みに対して適用するものであること。

同一のマザーファンドに投資し、かつ同一の分類となるベビーファンドであっても、各ベビーファンドの資金流入等がマザーファンド段階で見込まれる組入資産そのものの直接売買や取引コストに与える影響に差がある場合には、変動型信託財産留保額の適用又はサスペンションの実施について異なる取扱いとなることはあり得ます。その判断に当たっては、他のベビーファンドの設定・解約の影響も考慮することが適当と考えられます。

なお、ファンド・オブ・ファンズ形式（投資対象が他の委託会社等の運用するファンドや外国籍投資信託等である場合）の考え方については、考え方 No. 20・No. 26・No. 27 及びガイドライン4をご参照ください。

参考条文等：規則第2条の4、ガイドライン4、考え方 No. 20・No. 26・No. 27

問 2 流動性区分に基づく分類は、どのくらいの頻度で確認・見直しを行う必要がありますか。毎日、構成比を計算して再分類を行うことが求められますか。

答： 分類の確認・見直しの頻度について、規則・ガイドラインは一律の定めを置いていません。毎日再分類を行うことを求めるものではなく、市況変動等による一時的な構成比の変動のみをもって機械的に再区分を行うことも求められていません（ガイドライン 5 参照）。

実務上は、規則第 2 条の 4 に基づく継続的な流動性リスク管理・モニタリングと接続させ、次のような枠組みを流動性リスク管理規程等に定めることが考えられます。

- ・ 日常のモニタリングの中で、組入資産の流動性区分の状況及び構成比の推移を把握すること
- ・ あらかじめ定めた頻度（定期）及び契機（ガイドライン 5 に例示する構造的変化の兆候が認められた場合等の臨時）に、分類の確認を行うこと
- ・ 確認の基準日、確認結果及び判断根拠を記録すること

定期確認の頻度は、ファンドの特性（低流動資産等の構成比の水準、資金流出入の変動性等）に応じて定めてください。特に、構成比が閾値の近傍にあるファンドについては、より高い頻度での状況把握を行うことが適当です。

参考条文等：規則第 2 条の 4、ガイドライン 5

問 3 新規に設定するファンドは、いつの時点で、何に基づいて分類を行いますか。設定直後は現金比率が高くなりますが、高流動ファンドとして分類してよいですか。経過措置期間中に設定するファンドはどうすべきですか。

答： 新規設定ファンドについては、設定に先立ち、投資方針、償還条件及び通常の市場環境における組入資産の長期的な流動性評価に基づいて分類を行い（ガイドライン 5（1）参照）、その結果を設定・解約条件の設計及び（低流動ファンドに該当する場合の）流動性管理ツールの整備に反映することが基本です。その際の初期分類は、設定時点の残高のみを機械的に用いるのではなく、当該ファンドの投資方針、償還条件、設定・解約条件、想定投資家層、販売方針、信託金の上限、運用キャパシティその他の事情を踏まえた合理的な想定残高を前提として行うことができます（ガイドライン 3 ハ参照）。したがって、当初設定直後の現金比率の高さなど、立ち上げ期に特有の一時的な状態のみをもって高流動ファンドと判定することは適当ではありません。その上で、組入れが概ね完了した後、実際の構成比に基づき分類を確認し、記録することが適当です。

経過措置期間中に設定するファンドについても、適用開始日以後に日次の設定・解約申込みの受付を行う低流動ファンドは、適用開始日までに流動性管理ツールを常時適用可能な手段として整備している必要があるため（考え方 No. 48 参照）、設定当初から整備を織り込んだ商品設計とすることが適当であり、現実的です。

なお、新規設定ファンドの投資信託約款における記載のあり方については、現在、金融庁と確認を行っており、確認の結果を踏まえ、参考となる約款の記載例としてお示しする予定です（考え方 No. 38 参照）。

参考条文等：ガイドライン 5（1）、ガイドライン 3 ハ、考え方 No. 48・No. 38

問 4 市況変動や解約の継続により、低流動資産等の構成比が閾値を超えた場合、組入資産を売却して構成比を閾値内に戻すことが求められますか。

答： 求められません。本規則における構成比の閾値は、組入資産の流動性の実態に応じてファンドを分類するための判定基準であり、運用上の投資制限として特定の構成比の維持を義務付けるものではなく、閾値内に戻すための組入資産の売却を義務付

けるものでもありません。受益者の利益に反する形での急速な売却は、かえって信託財産に損失を生じさせ、既存受益者の利益を損なうおそれがあります。

構成比が閾値を超えた場合の対応は、次のとおり整理されます。

- ・ 市況変動等による一時的な変動にとどまる場合には、直ちに再区分を要するものではありません（ガイドライン5参照）。
- ・ 流動性の低下が一時的なものではなく構造的なものである場合には、分類の見直し（再区分）を行い、見直し後の区分に応じて、流動性管理ツールの整備又は設定・解約条件の見直し等により、分類結果と設定・解約条件との整合を確保することが基本です（ガイドライン5、考え方 No. 28～No. 31 参照。再区分後の対応の進め方については問 29 の④参照）。

なお、投資信託約款又は運用ガイドライン上、流動性に関する投資制限を別途定めている場合には、当該制限に従う必要があります。また、構成比が恒常的に閾値の近傍にあるファンドについては、分類が頻繁に入れ替わることを避ける観点から、商品設計・運用上の対応（キャッシュ等の管理を含む）をあらかじめ検討しておくことが考えられます。

参考条文等：ガイドライン5、考え方 No. 28～No. 31

第Ⅱ章 変動型信託財産留保額の設計・算定

問 5 変動型信託財産留保額は、欧州等で用いられるスウィングプライシングと同じものですか。基準価額そのものを調整することは認められますか。海外グループでスウィングプライシングを採用している場合、国内公募投資信託ではどのように対応すべきですか。

答： 変動型信託財産留保額は、スウィングプライシングとは異なる仕組みです。規則第2条の5第2項第1号の定義上、変動型信託財産留保額は、料率又はこれと同等の調整係数等を「払込金額又は解約金額」に適用して算出した額を、払込金額に加算し又は解約金額から控除して信託財産に留保する仕組みであり、基準価額そのものを調整するものではありません。したがって、変動型信託財産留保額は、基準価額そのものを資金流入に応じて調整するものではなく、同一日の基準価額は全受益者について同一のまま、設定・解約を行う投資者の払込金額又は解約金額に取引コスト等を反映する仕組みです。なお、税務上・計理上の取扱いについては、問 10 をご参照ください。

基準価額そのものを資金流入に応じて調整する方式（スウィングプライシング）を国内公募投資信託に導入することは、本規則が求め、又は本規則により可能となるものではなく、基準価額の算定・計理、開示、関係法令等との関係を含む別途の論点であり、本件の枠組みの対象外です。

また、海外のグループ会社が運用する外国籍投資信託等においてスウィングプライシング等が採用されている場合であっても、そのことのみをもって、国内公募投資信託における変動型信託財産留保額及びサスペンションの整備が不要となるものではありません（考え方 No. 26 参照）。この場合、外国籍投資信託側で反映される取引コスト等との二重負担が生じないよう、国内側の算定方法・適用判断において考慮する必要があります（考え方 No. 27 参照）。

なお、「料率又はこれと同等の調整係数等」とは、比率（％）による定めのほか、例えば1万口当たりの金額による定めなど、料率と同等に機能する形式を許容する趣旨と考えられますが、いずれの形式による場合も、払込金額又は解約金額への反映という仕組みの性質は変わりません。

参考条文等：規則第2条の5第2項第1号、考え方 No. 26・No. 27

問 6 既存の固定型の信託財産留保額を残したまま、変動型信託財産留保額を追加して併用することはできますか。

答： 可能と考えられます。固定型の信託財産留保額の利用は本規則により妨げられるものではなく、低流動ファンドに求められるのは、変動型信託財産留保額及びサスペンションが常時適用可能な手段として整備されていることです。したがって、例えば、従来からの固定型の料率を基礎としつつ市場環境等に応じて変動型により追加的な調整を行う設計も、固定型を廃止して変動型に一本化する設計も、いずれも可能であり、各ファンドの特性及び実務に応じて選択できます。

併用する場合には、次の点に留意してください。

- ・ 投資者への開示・説明において、固定部分と変動部分の関係（合計としてどの範囲の控除があり得るのか、変動するのはどの部分か、最新の水準の確認方法）を誤解なく示すこと
- ・ 販売会社等への連携及び帳票処理において、両者を区別して扱うか合算して扱うかを関係者間で整理すること（問 17 参照）
- ・ 変動部分について、規則第 2 条の 5 第 2 項第 1 号に定める算定・適用判断・連絡等の枠組みを整備すること

参考条文等：規則第 2 条の 5 第 2 項第 1 号

問 7 設定時に適用する料率等と解約時に適用する料率等は、同一である必要がありますか。

答： 同一である必要はありません。変動型信託財産留保額は、設定又は解約に伴い信託財産に生じる取引コスト等を反映するものであり、資産の買付けに伴うコストと売却に伴うコストは、市場実勢、スプレッド、マーケットインパクト等により異なり得ます。したがって、設定側と解約側とで異なる料率等又は算定要素を用いることは、実態に即した取扱いといえます。双方について算定の枠組みを流動性リスク管理規程等に定め、差異の考え方を説明できるようにしてください（ガイドライン 7（3）参照）。

参考条文等：ガイドライン 7（3）

問 8 料率等を変更した場合、変更後の料率等はどの申込みから適用されますか。既に受け付けた申込みや、その日の朝に受け付けた申込みに対して、午後に決定した変更後の料率等を適用することはできますか。海外資産に投資するファンド（翌営業日に基準価額が算出されるもの）の場合はどうなりますか。

答： 変更後の料率等は、あらかじめ流動性リスク管理規程等に定めた適用開始時点（規則第 2 条の 5 第 2 項第 1 号ハ④二）以後に受け付ける申込みから適用することが基本です。約定処理が完了し、又は解約金額等が確定した後の申込みについて、事後的に料率等を変更して再計算すること（遡及適用）は想定されていません。

規則第 2 条の 5 第 2 項第 1 号ハ②の「原則として当日の設定又は解約の申込みに係る払込金額又は解約金額に適用する」との定めは、受益者保護の観点から可能な限り速やかな反映を求める基本原則を示すものです。この定めは、同一の申込受付日内で、料率等の変更決定時点の前後に応じて異なる料率等を適用することを一律に求める趣旨ではなく、また、当日の申込みへの適用を排除するものでもありません。具体的な適用開始時点及び申込みの取扱いは、流動性リスク管理規程等にあらかじめ定めた適用判断の枠組みに基づき、投資者への説明及び販売会社等の実務上の対応可能性を踏まえて判断することとなります。その際、同一ファンドの同一の申込受付日の申込みについて、販売会社によって適用される料率等が異なることのないようにする必要があります。当日反映が実務上著しく困難又は適切でない場合

には、規則に基づき、必要に応じてサスペンションを用いることが考えられます。

また、投資者が申込みの時点で合理的に想定し難い水準の留保額が適用されるおそれがある場合には、変更後の料率等を当日の申込みには適用するのではなく、必要に応じてサスペンションを実施し、投資者が変更後の条件を認識できる状態となった時点以後の申込みから適用することを検討してください（考え方 No. 14 参照。周知のタイミングについては問 22 参照）。

海外資産に投資するファンド等、申込受付日と基準価額の算出日が異なるファンドについては、申込受付の時点で有効な（投資者が申込み前に確認できる）料率等を当該申込みに適用することを基本とし、受付から約定までの間の市場変動により生じ得る取引コストの変動は、料率等の算定の枠組み（推計の前提）の中で考慮することが考えられます。適用開始時点の定め方（受付日基準とするか等）は、ファンドの基準価額適用日・締め時刻・関係者の事務処理を踏まえ、あらかじめ規程等に定め、投資者への説明と整合させてください。

参考条文等：規則第 2 条の 5 第 2 項第 1 号ハ④二、規則第 2 条の 5 第 2 項第 1 号ハ②、ガイドライン 7（4）、考え方 No. 14

問 9 流動性リスク管理規程等に定めた上限又は通常レンジを超える水準の信託財産留保額が必要となる極端な市場環境では、どのように対応すべきですか。目論見書等に上限を記載している場合はどうなりますか。

答： 規程等に定める上限又は通常レンジは、料率等の恣意的な決定を防ぐための算定・管理・牽制上の物差しであり（考え方 No. 37 参照）、極端な市場環境においてこれを超える水準が必要となる場合の対応は、あらかじめ定めた枠組みの中で行う必要があります。具体的には、次のいずれかによることが考えられます。

- ① あらかじめ規程等に定めた臨時見直しの要件・手続（ガイドライン 7（1）ニ）に従い、上限又は通常レンジを含む算定の枠組みそのものを見直した上で、必要な決裁・牽制・記録を経て、見直し後の枠組みの下で料率等を適用する（この場合、発動時又は変更時の周知（ガイドライン 7（1）ヘ）を通じて、投資者が変更後の水準又はその確認方法を把握できるようにする。周知のタイミングについては問 22 参照）。
- ② 枠組みの見直し又はその周知・反映が実務上間に合わない場合や、投資者が申込み時点で合理的に想定し難い水準となるおそれがある場合には、必要に応じてサスペンションを実施し、見直し後の料率等の反映が可能となった時点でこれを適用する（規則第 2 条の 5 第 2 項第 1 号ハ③、考え方 No. 14 参照）。

あらかじめ定めた枠組みを経ずに、局面発生後にその場の判断のみで上限を超える料率等を適用することは、適当ではありません。

また、目論見書等において上限を記載している場合には、当該記載は投資者の予見可能性の基礎となるため、記載の変更及び投資者への周知を経ることなく、記載された上限を超える料率等を適用すべきではありません。このような事態を避ける観点からも、目論見書等における上限又は通常レンジの記載は、投資者に誤解なく示せる場合に限ることが適当です（考え方 No. 36・No. 37 参照）。

参考条文等：規則第 2 条の 5 第 2 項第 1 号ハ③、ガイドライン 7（1）ニ、ガイドライン 7（1）ヘ、考え方 No. 37・No. 14・No. 36

問 10 変動型信託財産留保額が適用された場合の税務上・計理上の取扱い、従来の固定型の信託財産留保額と異なりますか。

答： 変動型信託財産留保額は、料率等が市場環境その他の状況に応じて可変である点を除き、設定・解約に伴い信託財産に留保される調整額であるという性質において、

従来の固定型の信託財産留保額と異なるものではありません。販売会社等に支払われる手数料や委託会社等が受け取る報酬に該当しない点も同様です。したがって、税務上・計理上の取扱いは、固定型の信託財産留保額に係る従来の取扱いが基本的に該当するものと考えられます。例えば、解約時に控除される信託財産留保額は、従来どおり解約価額に反映され、当該解約価額を基礎として税務上の計算が行われることとなります。

参考条文等：規則第2条の5第2項第1号

第Ⅲ章 個別の取引形態における適用

問 11 同一の委託会社等が運用するファンド間のスイッチングの場合にも、変動型信託財産留保額は適用されますか。スイッチングについて留保額を免除又は軽減する設計は可能ですか。

答： スイッチングは、換金するファンドにおける一部解約と、取得するファンドにおける追加設定の組合せであり、各ファンドの信託財産に取引コスト等が生じ得る点は、通常の解約・設定と変わりません。したがって、それぞれのファンドにおいて、各ファンドの枠組みに従い変動型信託財産留保額が適用され得ることが基本です。

スイッチングであることのみを理由として一律に適用を免除する取扱いは、当該取引に伴う取引コスト等を既存受益者が負担する結果となり、希釈化防止という制度趣旨との整合が問題となり得ます。免除又は軽減する設計を行う場合には、信託財産に生じる取引コスト等が実際に軽微である等、制度趣旨と整合する合理的な理由を規程等において説明できることが必要です。例えば、同一のマザーファンドに投資するベビーファンド間のスイッチングであって、マザーファンド段階の売買を実質的に要しない場合などが考えられます（マザーファンドの実質判定については問1参照）。

参考条文等：規則第2条の5第2項第1号

問 12 投資者が販売会社に対して買取請求を行う場合、変動型信託財産留保額はどのように取り扱われますか。

答： 変動型信託財産留保額は、投資信託約款に基づき、追加設定に係る払込金額又は一部解約に係る解約金額に適用されるものであり、販売会社が受益権を買い取る取引そのものに直接適用されるものではありません。もっとも、買い取った販売会社が最終的に一部解約を行う際には、その時点で有効な枠組みに従って適用されることとなります。

解約請求による場合と買取請求による場合とで、投資者の実質的な負担に不合理な差異が生じ、又は投資者がいずれかの方法により変動型信託財産留保額の負担を回避できるかのような誤解が生じることのないよう、買取価額の取扱いについて販売会社との間で整理し、投資者への説明に齟齬がないようにすることが適当です。

参考条文等：規則第2条の5第2項第1号

問 13 積立契約に基づく自動買付、確定拠出年金（DC）専用ファンド、ラップ・ファンドラップ等において、変動型信託財産留保額が適用される場合又はサスペンションが実施される場合の取扱いはどうなりますか。

答： 緊急事態の発生に伴い設定・解約申込みの受付を中止する措置については、「緊急事態発生時における投資信託の運営等に係るガイドライン」において、実施の枠組

み、販売会社への連絡方法、確定拠出年金・定時定額積立等の取扱い（措置の例外とする場合の考え方を含みます。）及び届出様式が既に整備されており、各委託会社等・販売会社等において関連する事務処理が確立しています。本規則のサスペンションを実施する場合の自動取引（積立契約に基づく自動買付、確定拠出年金、ラップ・ファンドラップ等）の事務処理についても、基本的にはこれらの既存の枠組み・事務処理を基礎とすることが考えられます（既存の約款条項との関係については、考え方 No. 39①をご参照ください。）。変動型信託財産留保額についても、固定型の信託財産留保額に係る既存の処理フローを基礎とすることができます（問 17 参照）。

もっとも、本規則のサスペンションは、取引所の取引停止等の外形的な緊急事態に限らず、ファンドの流動性に係る固有の状況を踏まえて実施され得る点で、上記ガイドラインが対象とする局面と異なります（考え方 No. 16 参照）。特に、受益者間の公平性確保及び希釈化防止というサスペンションの目的に照らすと、確定拠出年金・定時定額購入等を措置の例外として受付を継続することの適否は、緊急事態の場合と同様に考えることはできず、個別の局面における実施の趣旨を踏まえて判断する必要があります。委託会社等においては、あらかじめ流動性リスク管理規程等において取扱いの考え方を整理し、販売会社・運営管理機関等との連絡方法を確認しておくことが適当です。

参考条文等：規則第 2 条の 5 第 2 項第 2 号、考え方 No. 16・No. 39、緊急事態発生時における投資信託の運営等に係るガイドライン

第 IV 章 サスペンション

問 14 サスペンションは、設定と解約の双方を同時に停止する必要がありますか。停止中の基準価額の算出や運用はどうなりますか。停止が長期化する場合はどうすべきですか。

答：（１）**片側みの停止** 規則第 2 条の 5 第 2 項第 2 号は、サスペンションを「追加設定又は一部解約の受付を一時停止する措置」と定めており、局面に応じて、追加設定の受付のみ、又は一部解約の受付のみを停止することも含まれると解されます。例えば、通常想定を大きく超える設定の集中により取引コスト等の推計が著しく困難な場合に追加設定の受付のみを停止することや、解約の集中に対して一部解約の受付のみを停止することが考えられます。いずれの場合も、片側のみを停止する場合の基準・考え方をあらかじめ規程等に定め、判断根拠を記録してください。

（２）**停止中の取扱い** サスペンションは設定・解約の受付を一時停止する措置であり、信託契約の終了（償還）ではありません。したがって、停止中も、信託財産の運用、基準価額の算出・公表、信託報酬その他の費用の計上等は、約款の定めに従い通常どおり継続します。この点は、投資者からの照会に備え、周知・想定問答上も明確にしておくことが適当です。

（３）**長期化時の対応** サスペンションは、受益者全体の保護及び受益者間の公平性確保の観点から必要な範囲で一時的に用いるものであり、実施事由が解消し受付の再開が可能であると合理的に判断される場合には、可能な限り速やかに解除する必要があります（ガイドライン 7（５））。実施事由が解消せず、組入資産の流動性の低下が一時的なものではなく構造的なものであると合理的に判断されるに至った場合には、サスペンションの継続のみによることなく、分類の見直し（再区分。問 4 参照）とそれに応じた解約条件の見直し、ポートフォリオの再構築、繰上償還その他の受益者保護上の対応を検討する必要があります。サスペンションは、これらの判断を代替し、又は先送りするための手段ではありません。

参考条文等：規則第 2 条の 5 第 2 項第 2 号、ガイドライン 7（５）

問 15 サスペンションを実施した場合、実施決定前に既に受け付けた設定・解約の申込みはどのように取り扱われますか。既に受け付けた申込みを取り消すことはできますか。

答： 本件におけるサスペンションは、追加設定又は一部解約の「受付」を一時停止する措置であり、既に受け付けた申込みの取消し又は解除を一律に含むものではありません（考え方 No. 17 参照）。したがって、適用開始時点より前に有効に受け付けられた申込みは、原則として、通常どおり処理されることになります。

どの時点の申込みから受付を停止するか（適用開始時点）は、規則第 2 条の 5 第 2 項第 2 号に基づき、あらかじめ流動性リスク管理規程等に定めておく必要があります。特に、サスペンションの実施決定が受付日当日の夕方以降となり得る場合には、当日既に受け付けた申込みの取扱い（有効なものとして処理するか）、販売会社の注文処理の締め時刻との関係及び販売会社への連絡方法・連絡時点について、関係者の実務上の対応可能性を踏まえ、あらかじめ明確にしておくことが必要です（考え方 No. 16 参照）。

既に受け付けた申込みの取消し等を含む取扱いを行おうとする場合には、既存の約款の定め、販売会社における注文処理、投資者への影響等を踏まえ、別途個別に検討する必要があります（考え方 No. 17 参照）。この場合には、取消しの対象となる申込みの範囲（カットオフ）の明確性、投資者への周知及び記録保存が特に重要となります。

なお、受付停止中に新たな申込みの意向が示された場合の取扱い（受け付けない、又は受付再開後の申込みとして改めて受け付ける等）についても、販売会社の実務と整合する形であらかじめ整理しておくことが適当です。停止中の申込みを予約的に受け付ける取扱いをする場合には、当該申込みにいつの基準価額及び料率等が適用されるかを明確にし、投資者に誤解が生じないようにする必要があります。

参考条文等：規則第 2 条の 5 第 2 項第 2 号、考え方 No. 17・No. 16

問 16 既存の投資信託約款に定める大口解約の制限（一定口数以上の解約申込みの受付制限等）と、本規則のサスペンションはどのような関係にありますか。一定規模以上の申込みのみを停止することはできますか。

答： 既存の大口解約制限に係る条項等は、従来からの約款実務に基づくものであり、本規則により直ちに変更を求められるものではありません。もっとも、これらの条項が存在することのみをもって、規則第 2 条の 5 第 2 項第 2 号に定めるサスペンション（実施・解除の基準、適用開始時点、注文受付の取扱い等をあらかじめ定めた上での受付の一時停止）が整備されていることにはなりません（ガイドライン 6 参照）。低流動ファンドについては、サスペンションを本規則の枠組みに沿って社内的に整備する必要があります。

サスペンションの対象範囲の設計は規程等で定めることになりますが、一定規模以上の申込みのみを停止するなど、申込みの規模等により取扱いに差異を設ける場合には、当該差異が受益者間の公平性の観点から合理的に説明できる場合に限られると考えられます。この場合、既存の大口解約制限条項との適用関係（いずれの措置がどの局面で適用されるのか）を含めてあらかじめ整理し、投資者に誤解が生じないように説明してください（既に受け付けた申込みの取扱いについては問 15 参照）。

参考条文等：規則第 2 条の 5 第 2 項第 2 号、ガイドライン 6

第 V 章 関係者連携・社内態勢

問 17 変動型信託財産留保額の料率又は金額を販売会社、受託銀行、事務受託会社等へ

連携する方式について、規則・ガイドライン上、特定の方式が定められていますか。既存の固定型信託財産留保額における処理フロー（信託財産留保額控除後の解約価額による連携等）を流用することは可能ですか。

答： 規則及びガイドラインは、変動型信託財産留保額の料率又は金額を関係者間で連携する方式、データ項目又は帳票様式を特定していません。販売会社における帳票様式や取引報告書等の具体的な記載方法は、販売会社側の法令・自主規制・システム実務にも関わるため、規則本文で一律に定めることは適当でないと整理しています（考え方 No. 14・No. 16 参照）。

したがって、既存の固定型信託財産留保額において広く行われている処理フロー、例えば、信託財産留保額控除後の解約価額を販売会社等へ連携し、販売会社が当該価額に基づき解約金額を計算する方式を、変動型においても流用することは妨げられません。連携方式としては、例えば、①信託財産留保額反映後の価額（解約価額又は払込価額）を連携する方式、②基準価額と適用料率（又は留保額）を別項目で連携する方式、③これらに適用日その他の参考情報を組み合わせる方式などが考えられますが、これらに限られるものではなく、方式の選択は、委託会社等・販売会社・受託銀行・事務受託会社間の実務上の整理に委ねられます。

もっとも、いずれの方式による場合であっても、次の事項が前提となります。

- ・料率等の算定は、委託会社等が一貫性及び合理性のある方法により行い、算式、係数、用いるデータ及び前提等を流動性リスク管理規程等に定めること（規則第2条の5第2項第1号イ・ロ）
- ・関係者との連絡・事務処理の基本フローをあらかじめ定めること（同号ハ④、ガイドライン7（1）ホ）
- ・発動時又は変更時の投資者への周知方法及び適用料率等の確認方法を整備すること（ガイドライン7（1）ヘ）
- ・投資者及び販売会社が申込み・解約前に適用料率等又はその確認方法を把握できる実効的な手段を設けること（考え方 No. 37 参照）

なお、販売会社側で料率等から計算を行う方式による場合には計算結果の照会手順を、価額のみを連携する方式による場合には投資者からの適用料率等の照会への応答手段（委託会社等のホームページ等）を、あわせて整理することが適当です。また、料率等の変更を翌営業日以降の申込みから適用し、当日の対応が必要な局面では必要に応じサスペンションを用いる設計とすることも可能です（ガイドライン7（4）参照）。

参考条文等：規則第2条の5第2項第1号イ・ロ、ガイドライン7（1）ホ、ガイドライン7（1）ヘ、ガイドライン7（4）、考え方 No. 14・No. 16・No. 37

問 18 変動型信託財産留保額及びサスペンションを「常時適用可能」な手段として整備するに当たり、システムによる自動処理の構築が必須ですか。事務手順書に基づく手作業を含む処理によることは認められますか。

答： 「常時適用可能」とは、通常時及びストレス下の市場環境の双方において、必要な局面で適用できるよう、約款、規程、意思決定、オペレーション、関係者との連携等が整備されている状態をいい（ガイドライン6、考え方 No. 40 参照）、特定のシステム構成や自動処理の構築を一律に求めるものではありません。手作業を含む事務処理によることも、次の点が確保されている限り、直ちに否定されるものではありません。

- ・処理の正確性及び適時性（あらかじめ定めた適用開始時点までに、関係者への連絡・登録・帳票処理が確実に完了すること）
- ・ストレス局面における処理量への耐性（解約の集中等、発動が必要となる局面ほど処理件数が増加し得ることを踏まえた態勢であること）
- ・決裁・牽制及び記録（誰がいつ何を判断・処理したかが検証可能であること）

整備の評価に当たっては、約款上の記載や手順書の存在だけではなく、これらの事項が当該ファンドの特性に応じて実効的に整備されているかが重要です（考え方 No.3 参照）。手作業に依存する処理を予定する場合には、処理可能な件数・時間の検証（テスト・訓練を含む）を行い、想定を超える場合の対応（必要に応じたサスペンションの活用を含む）をあらかじめ規程等に定めておくことが適当です。

参考条文等：ガイドライン 6、考え方 No. 40・No. 3

問 19 料率等の決定・変更やサスペンションの実施・解除の決裁権限は、どの機関・階層に置くべきですか。運用部門（ファンドマネージャー）が決定に関与してもよいですか。夜間・休日等の緊急時の決裁はどうすべきですか。

答： 決裁権限・牽制の具体的な設計について、一律の機関・階層を定めるものではなく、各社の組織、規模及びファンドの特性に応じて流動性リスク管理規程等に定めることとなります（規則第 2 条の 5 第 2 項第 1 号ハ④、ガイドライン 7（1）ホ）。その際の目線として、次の点が考えられます。

- ・あらかじめ定めた枠組みの範囲内での適用・変更（例えば、規程に定めた段階料率からの選択）と、枠組みそのものの見直し（上限、算式等の変更）とで決裁の階層を分け、後者はより上位の機関・会議体の決裁事項とすること
- ・運用部門は、市場環境や取引コストに関する情報の提供者として関与し得るものの、適用の可否・水準の決定は、運用部門から独立した部署又は会議体の関与（牽制）の下で行うこと。変動型信託財産留保額は、過大な金額水準の設定では設定・解約を行う投資者に不当な負担を課し、過小な金額水準の設定では既存受益者の希釈化を招くという双方向の利害に関わるため、恣意性を排除する牽制と事後検証（ガイドライン 7（3）及び（6））が特に重要です。
- ・市場急変時や夜間・休日における対応として、代行決裁・事後報告のルート、関係者の連絡網及び判断に必要な情報の入手手段をあらかじめ定め、訓練等によりその実効性を確認しておくこと

なお、他社の同種ファンドにおける発動状況は、市場環境を示す情報として判断の考慮要素となり得ますが、自社の枠組みに基づかない機械的な追随は適当ではありません（本協会が緊急事態を認定して一律の発動を指示する枠組みは設けていません。考え方 No. 12 参照）。

参考条文等：規則第 2 条の 5 第 2 項第 1 号ハ④、ガイドライン 7（1）ホ、ガイドライン 7（3）及び（6）、考え方 No. 12

問 20 料率等の算定に係る事務を、事務受託会社や海外グループ会社等に委託することはできますか。海外グループで用いているスウィングファクター等の算定モデルを利用することはできますか。

答： 算定に係る事務・計算の委託や、グループにおいて用いられている算定モデル・データの利用は、妨げておりません。ただし、次の点が必要です。

- ・適用の可否及び水準の決定に係る責任は委託会社等にあり、委託又はモデルの利用によってこれを免れるものではないこと
- ・利用するモデル・データの内容（前提、主要な算定要素、更新頻度等）を委託会社等自身が理解し、自社の流動性リスク管理規程等に定めた枠組みとの整合を確認すること。特に、海外のモデルが基準価額そのものを調整する方式（スウィングプライシング）を前提としている場合には、本邦における払込金額・解約金額への反映という仕組み（問 5 参照）に適合させる必要があります。
- ・委託先の管理（業務の水準、緊急時の連絡体制等）を行うこと
- ・判断の過程・根拠に係る記録を自社において保持すること

参考条文等：規則第 2 条の 5 第 2 項第 1 号イ・ロ

第Ⅵ章 開示・投資者への説明

問 21 ガイドライン 7（１）へに基づき整備する「発動時又は変更時の投資者への周知方法及び適用料率等の確認方法」について、周知や関係者への連絡に含めるべき情報項目の目安はありますか。

答： 周知・連絡の具体的な内容及び方法は、商品性、販売チャネル及び措置の内容により異なるため、一律の様式を定めることはしていませんが、実務上の目線として、例えば次の項目が考えられます（網羅的なものでも、すべての記載を求めるものでもありません）。

【投資者への周知】

- ・対象ファンド
- ・措置の内容（変動型信託財産留保額の適用開始若しくは料率等の変更、又はサスペンションの実施若しくは解除）
- ・適用開始時点（どの申込みから適用又は停止されるか）
- ・適用料率等又は最新の料率等の確認方法（委託会社等のホームページ、販売会社への照会等）
- ・投資者への影響（払込金額が増加すること、解約金額が減少すること、受付停止の間は設定・解約ができないこと等）
- ・措置の理由の概要（市場環境、資金流入入の状況等）
- ・問い合わせ先
- ・（サスペンションの場合）解除の考え方及び解除時の周知方法

【販売会社、受託銀行、事務受託会社等への連絡】

上記に加え、

- ・連絡の時点・期限
- ・システム登録及び帳票処理に必要な情報（適用料率等、適用日、対象取引）
- ・既に受け付けた申込みの取扱い（問 15 参照）
- ・投資者からの照会に対応するための想定問答又は照会窓口

周知の手段としては、委託会社等のホームページへの掲載、販売会社を通じた通知、目論見書補完書面、必要に応じた臨時の改版等を、各ファンドの販売実務に応じて組み合わせることが考えられます（考え方 No. 34・No. 35 参照）。なお、これらの発動時の周知は、投資者が局面発生後に初めて当該仕組みを認識することのないよう、流動性管理ツールの利用可能性、基本的な仕組み、発動の考え方及び投資者への影響を通常時から示しておくこと（考え方 No. 36 参照）を前提とするものです。

参考条文等：ガイドライン 7（１）へ、考え方 No. 34・No. 35・No. 36

問 22 市場環境の悪化が見込まれる場合、変動型信託財産留保額の適用又は料率等の引上げの可能性を、適用開始前に投資者へ予告することは適切ですか。

答： 仕組み、発動の考え方及び投資者への影響を通常時から開示しておくこと（考え方 No. 36 参照）と、個別の発動・変更を具体的な時期を示して事前に予告することとは、区別して考える必要があります。

後者については、予告により、適用開始前の駆け込みの解約又は設定を誘発し、かえって信託財産の取引コストを増大させて残存する受益者の利益を損なうおそれがあることから、慎重に判断する必要があります。基本的には、発動時又は変更時の周知（ガイドライン 7（１）へ）は、あらかじめ定めた適用開始時点と整合する形で（すなわち、適用開始と同時に又はその直前に、適用開始時点以後の申込みに適用される旨を示して）行うことが考えられます（周知に含める情報項目は問 21 参照）。

投資者の予見可能性は、個別の発動の予告によってではなく、平時からの開示の充実（変動し得る理由、主要な算定要素、申込み・解約前の確認方法、周知方法）によって確保することが、制度の趣旨に沿った対応です。

参考条文等：ガイドライン7（1）へ、考え方 No. 36

問 23 既存ファンドの固定型の信託財産留保額を変動型信託財産留保額へ移行する場合、目論見書等の開示はどのように行うべきですか。従来の固定料率を参考値として記載することはできますか。

答： 低流動ファンドが日次の設定・解約申込みの受付を維持するために、固定型の信託財産留保額から変動型信託財産留保額へ変更することを含む、流動性管理ツールの導入・整備に必要な範囲の約款変更は、重大な約款変更には該当しない方向で整理しています（考え方 No. 53・No. 39③参照）。もっとも、これは開示・説明を簡略化してよいという趣旨ではなく、投資者が通常時から仕組みと影響を理解できるようにする必要があります。

目論見書等における記載としては、例えば次のパターンが考えられます（考え方 No. 36 参照）。

- ① 基準日を明示した一時点の料率等を参考値として記載する方法
- ② 具体的な料率等又はレンジは記載せず、料率等が変動し得る理由、主要な算定要素、投資者への影響、申込み・解約前の確認方法及び発動時又は変更時の周知方法を記載する方法
- ③ 商品性や料率等の安定性に照らして投資者に誤解なく示せる場合に、通常レンジを記載する方法

①の参考値を記載する場合には、当該参考値が固定値又は上限ではなく、市場環境その他の状況に応じて変更され得ること、及び最新の料率等又はその確認方法を、必ず併せて明示する必要があります（考え方 No. 37 参照）。特に、移行時の参考値が従来の固定料率と同水準である場合には、投資者が「実質的に従来と変わらない」と誤認しないよう留意が必要です。

③の通常レンジについては、投資者から実質的な上限又は下限として受け止められ、極端な市場環境下で必要な留保額を適用しにくくなるおそれや、通常時には想定しにくい水準が独り歩きするおそれがあることから、主として流動性リスク管理規程等における算定・管理・牽制のための物差しとして整備し、目論見書等への記載は誤解なく示せる場合に限ることが適当です（考え方 No. 37 参照）。

また、具体的な算定方法の詳細や最新の料率等は、委託会社等のホームページ、商品ページ、目論見書補完書面等を活用し、交付目論見書等から容易に参照できる導線を設けることが考えられますが、ホームページ掲載は交付目論見書等における重要事項の説明を代替するものではありません（考え方 No. 35 参照）。広告、販売用資料、目論見書補完書面等においても、固定的な上限額の一律表示になじまない場合には、計算方法の概要、表示できない理由及び確認方法を示す整理が考えられます（考え方 No. 36 参照）。

なお、約款変更の実施時期と目論見書本文への反映時期との関係は、有価証券届出書の訂正、訂正目論見書の作成・交付その他の法定開示に関わるため、法令上必要な対応を各社において確認する必要があります（考え方 No. 34 参照）。約款変更から目論見書本文への反映までに期間が生じる場合であっても、補完書面、ホームページ掲載、販売会社を通じた周知等により、投資者への情報提供を行うことが適当です。

参考条文等：考え方 No. 53・No. 39③・No. 36・No. 37・No. 35・No. 34

問 24 各ファンドの分類結果（高流動ファンド・低流動ファンド・非流動ファンドの別）を、目論見書等に記載し、又は投資者・販売会社からの照会に応じて開示する必要がありますか。

答： 流動性区分に基づくファンド分類は、組入資産の流動性と設定・解約条件との整合性及び受益者間の公平性を確保するための内部管理上の枠組みであり、分類結果それ自体を投資者向けの評価ラベルとして目論見書等に記載することを義務付けるものではありません。投資者に対して示すべきは、分類の帰結、すなわち、当該ファンドにおいて変動型信託財産留保額及びサスペンションが利用可能であること、その基本的な仕組み、発動の考え方、投資者への影響、確認方法等（低流動ファンドの場合）や、解約条件の内容（非流動ファンドの場合）です。

分類結果の名称を任意に記載・説明すること自体は妨げられませんが、「低流動ファンド」「非流動ファンド」等の名称が、当該ファンドの運用の巧拙や商品としての優劣を示すものと誤認されないよう、名称のみを示すのではなく、その意味（組入資産の流動性特性と解約条件・ツール整備の関係）を併せて説明するなど、誤認防止に留意してください。

販売会社からの照会に対しては、流動性管理ツールの整備状況及び解約条件の説明（投資者への説明に必要な情報の提供）の中で対応することが基本です。なお、自社において定める分類方法を用いる場合には、分類結果ではなく、分類方法の概要を自社のホームページで開示する必要があります（ガイドライン 4）。

参考条文等：ガイドライン 4

問 25 変動型信託財産留保額の適用やサスペンションの実施があった場合、事後的にどのような説明を行うべきですか。運用報告書への記載は必要ですか。

答： 日々の実際の適用料率等について、リアルタイムでの一般公表を一律に義務付けるものではなく、事前開示、発動時又は変更時の周知及び必要な事後説明を基本としています（考え方 No. 37 参照）。事後説明について一律の様式・記載場所を定めるものではありませんが、例えば、計算期間中に変動型信託財産留保額の適用（料率等の変更を含む）又はサスペンションの実施があった場合には、運用報告書において、その事実、期間及び水準の概要並びに実施の理由の概要を記載することや、委託会社等のホームページにおいて実績の概要を事後的に掲載することが、事後説明の方法として考えられます。

事後説明に当たっては、当該措置が受益者間の公平性確保及び既存受益者の持分価値の希釈化防止を目的とするものであり、販売会社等に支払われる手数料ではないことが投資者に誤解なく伝わるよう、留意してください。

参考条文等：考え方 No. 37

第Ⅶ章 適用範囲・記録・経過措置

問 26 インデックスファンドについても、分類や流動性管理ツールの整備は同様に必要ですか。ツールの適用は、インデックスへの連動を妨げませんか。

答： 運用手法（パッシブ運用かアクティブ運用か）による適用上の区別はなく、組入資産の流動性区分に基づき、同様に分類及び（低流動ファンドに該当する場合の）流動性管理ツールの整備が必要です。流動性の低い資産を相当程度含む指数に連動するファンド等が該当し得ます。

変動型信託財産留保額は、基準価額そのものを調整するものではないため（問 5 参照）、その適用が基準価額の指数への連動性を直接損なうものではありません。むしろ、大量の資金流入に伴う売買コストが信託財産に残ることによる連動性の

悪化や既存受益者の希釈化を抑制する機能を有します。また、サスペンションを実施した場合も、停止中の運用及び基準価額の算出・公表は継続します（問 14 参照）。

参考条文等：規則第 2 条の 5 第 1 項

問 27 単位型ファンドやクローズド期間を設けているファンドなど、解約申込みを受け付けていない期間があるファンドについても、分類や流動性管理ツールの整備が必要です。

答： 流動性区分に基づくファンド分類及び分類結果と設定・解約条件との整合性の確認は、すべての公募投資信託（規則第 2 条の 4 の適用除外とされるものを除きます。）について必要です。

一方、低流動ファンドに求められる流動性管理ツールの整備は、日次の設定・解約申込みの受付に応じる場合の前提となるものです。クローズド期間中であるなど、解約申込みの受付を行っていない期間においては、日次の受付に応じている状態には当たらないため、当該期間中に流動性管理ツールの整備義務が直ちに生じるものではありません。もっとも、クローズド期間の終了後に日次の解約申込みの受付を行う低流動ファンドについては、当該受付を開始する時点までに、変動型信託財産留保額及びサスペンションを常時適用可能な手段として整備している必要があります（考え方 No. 40 参照）。このため、クローズド期間中に整備を完了する計画をあらかじめ立てておくことが適当です。

ただし、解約申込みを受け付けていない期間であっても、追加設定申込みを日次で受け付ける場合には、設定に伴い信託財産に生じ得る取引コスト等への対応及び設定条件と組入資産の流動性プロファイルとの整合性を踏まえ、流動性管理ツールの整備要否を個別に確認する必要があります。本回答は、クローズド期間中に設定申込みを含めて日次の設定・解約申込みの受付に応じていない場合を主として念頭に置くものです。

なお、クローズド期間中の解約制限その他の解約条件は、組入資産の流動性特性との整合性の観点から、分類結果と併せて確認してください。

参考条文等：規則第 2 条の 4、考え方 No. 40

問 28 分類や流動性管理ツールの適用判断に係る記録は、どのような内容・期間で保存すべきですか。ツールを発動した場合、本協会への報告は必要ですか。

答： 記録の様式及び保存期間について、本規則で一律の定めは置いていません。記録は、事後の検証（ガイドライン 7（3）及び（6））並びに監督当局及び監査等への説明に耐え得るよう、判断の前提とした情報、判断の過程、決裁及び関係者への連絡の内容を事後的に再現できるものとし、保存期間は、各社の文書管理に係る規程及び関係法令上の帳簿書類の保存期間との整合を踏まえて定めてください。

また、本規則上、変動型信託財産留保額の適用又はサスペンションの実施の都度、本協会への報告を義務付ける定めは置いていません。ただし、市場全体に影響が及び得る局面等において、本協会が会員各社の対応状況等について情報提供への協力をお願いすることはあり得ます。

なお、設定・解約申込みの受付を中止した場合における従来からの届出（金融庁からの要請に基づく調査への対応）は、本規則の下でも従来どおり継続します。

参考条文等：ガイドライン 7（3）及び（6）

問 29 経過措置期間中に、委託会社等はどのような順序で対応すべきですか。適用開始日までに整備が完了しない場合はどうなりますか。

答： 本改正は、2026 年 9 月 16 日に施行され、改正後の第 2 条の 5 の規定（当該規定に関連するその他の改正規定を含みます。）は、約 1 年間の経過措置期間を経て、2027 年 10 月 1 日から適用されます。経過措置期間是对応を先送りするための期間ではなく、各委託会社等においては、当該期間中に必要な整備を計画的に進める必要があります（考え方 No. 48 参照）。標準的な対応の順序としては、例えば次のようなものが考えられます。

- ① 流動性リスク管理規程等の整備（分類の方法、判定の前提、分類結果の確認・記録及び見直しの手続）。この整備は、低流動ファンド又は非流動ファンドの有無にかかわらず、すべての委託会社等に必要です（考え方 No. 18 参照）。
- ② 全公募投資信託についての分類の実施及び記録（自社において定める分類方法を用いる場合には、受益者保護水準の確認、取締役会等の決議、判断根拠の記録及び分類方法の概要の開示等の要件を充足すること。ガイドライン 4 参照。新規設定ファンドの分類は問 3、クローズド期間中のファンドは問 27 参照）
- ③ 低流動ファンド（日次受付を維持する予定のもの）及び非流動ファンドに該当するファンドの特定
- ④ 該当ファンドごとの対応方針の決定（低流動ファンド：流動性管理ツールの整備、解約条件の見直し又は商品性・組入資産の見直し／非流動ファンド：組入資産の流動性に応じた解約条件の設計。解約申込み受付頻度を日次から週次・月次等へ変更する場合の重大性は個別に判断し、必要に応じ監督当局に相談）
- ⑤ 約款変更（流動性管理ツールの導入・整備に必要な範囲のものは重大な約款変更には該当しない方向。考え方 No. 53 参照）及び流動性リスク管理規程等の詳細整備（算定の枠組み、通常レンジ又は上限、閾値・トリガー、決裁権限・牽制、連絡・事務処理。ガイドライン 7（1）参照）
- ⑥ 販売会社、受託銀行、事務受託会社等との連携の確認（連絡・事務処理の基本フロー、発動時の周知方法及び適用料率等の確認方法。ガイドライン 7（1）ホ・ヘ参照）
- ⑦ 目論見書等における開示の対応（問 23 参照）
- ⑧ 適用開始日までに、日次受付を維持する低流動ファンドについて、変動型信託財産留保額及びサスペンションが「常時適用可能」な状態となっていることの確認（システム化の要否については問 18 参照）

「常時適用可能」とは、約款に規定があることのみを意味するものではなく、通常時及びストレス下の市場環境の双方において必要な局面で適用できるよう、規程、意思決定、オペレーション、関係者との連携等が整備されている状態をいい、投資信託約款に抽象的な規定を設けることのみをもって足りるものではありません（考え方 No. 40、ガイドライン 6 参照）。

経過措置期間中に必要な整備を完了した委託会社等は、適用開始日前においても、その運用する公募投資信託について改正後の規定を早期適用することができます。この場合、改正後の規定の全部を適用する必要があり、その一部のみを適用することはできません。特に、低流動ファンドが日次の設定・解約申込みの受付を維持するための流動性管理ツールとしては、変動型信託財産留保額及びサスペンションの双方を一体として整備する必要があり、いずれか一方のみを整備して利用する取扱いは認められません。

早期適用を行わない場合であっても、適用開始日前に改正後の規定に沿った整備又は運用を任意に進めることは妨げられません。もっとも、変動型信託財産留保額又はサスペンションを実際に利用する場合には、改正後の規定に定める整備（双方のツールの整備、算定・適用判断・決裁・関係者連絡の枠組み等）を経て行う必要があります。

他方、適用開始日までに整備が完了しない見込みである場合において、当該低流動ファンドが日次の設定・解約申込みの受付を継続することは、規則上の整備義務

との関係で問題となり得るため、整備の前倒し、日次受付の取扱いを含む対応方針を早期に検討し、必要に応じて本協会又は監督当局にご相談ください。

参考条文等：ガイドライン4、ガイドライン7（1）、ガイドライン7（1）ホ・ヘ、ガイドライン6、附則第1項～第5項、考え方 No. 48・No. 18・No. 53・No. 40

以 上